

南相馬市復興推進計画（案）

平成27年10月 日
福島県南相馬市

1 計画の区域 南相馬市全域

2 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、沿岸地域が大津波によって壊滅的な被害を受けた。加えて、福島第一原子力発電所事故の影響により、大震災から4年半以上経過した今も1万8千人を超える住民が市内外において避難生活を強いられている。

また、市内の主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖や撤退、雇用者の解雇や流出等により震災直後の雇用者数は震災前に比べて約3割も減少、4年以上経過した今も雇用者は震災前には程遠く、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような状況から一日も早い復旧・復興を目指し、本市の中核的産業を担う立地の事業拡大に向けた設備投資を支援することで、雇用機会の維持及び新規雇用を創出し、ひいては市民生活の安定と地域経済の活力の再生を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の雇用機会の維持及び新規雇用を創出し、市民生活の安定と地域経済の活力の再生を図るために、本市の中核的産業である機械器具小売業への設備投資を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する株式会社シマ商会（以下「対象事業者」という。）が、原町区において展示販売倉庫を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における機械器具小売業は、市内の卸売業・小売業における従業者数では第3位となる本市の中核的な産業である。また、本事業は、機械器具小売業の従業者数の約36%を占める対象事業者が実施するものであり、11人の新規雇用を創出するものである。

したがって、地域の中核的な産業である機械器具小売業の展示販売倉庫（ゆめ倉庫）の整備支援を行うことは、計画の目標に掲げた「雇用機会の維持及び

新規雇用を創出し、市民生活の安定と地域経済の活力を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置
本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

展示販売倉庫（ゆめ倉庫）の整備する対象事業者は、本市の機械器具小売業随一の企業であり、本市に本社を構える機械器具小売業者の中でトップの売上高及び従業員数を誇っている。

このため、本計画の実施により、対象事業者の主要部門のひとつである自動車リサイクルパーツの保有機能が拡大し、小売能力が強化されることによって雇用機会の維持及び新規雇用の創出に結び付くものであり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と雇用創出に大きく寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。